

配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報保護のための支援措置の運用について適切な雑踏警備の実施について

令和 8 年 2 月 6 日
大通達甲（人少）第 3 号
生活安全部長から本部各課・
所・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する個人情報を保護するための支援措置について、必要な事項を定めたものである。